神奈川県

令和６年度税制改正に伴う外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

令和６年度税制改正において、法人事業税の外形標準課税の対象について、現行の基準（資本金１億円超）を維持しつつ、次のとおり見直しが行われました。

１　減資への対応［令和７年４月１日以後開始する事業年度から適用］

当分の間、前事業年度（注１）の事業税について、外形標準課税の対象であって、当該事業年度の資本金の額又は出資金の額が１億円以下で、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が 10 億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

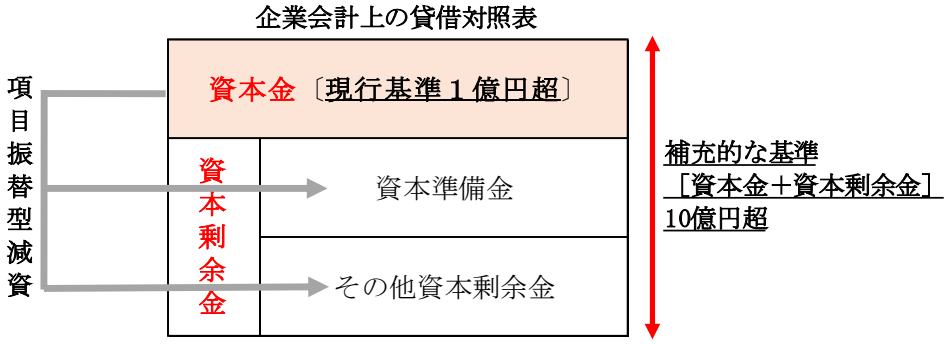

（注１）　施行日（令和７年４月１日）以後最初に開始する事業年度（以下、「最初事業年度」という。）の事業税については、「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）の公布の日（令和６年３月 30 日）を含む事業年度の開始の日の前日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とします。

ただし、公布の日（令和６年３月 30 日）を含む事業年度の前事業年年度の事業税について、外形標準課税の対象であって、公布日の前日の現況において、資本金の額又は出資金の額が１億円以下で、かつ公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について外形標準課税の対象外である場合を除きます。

２　100%子法人等への対応［令和８年４月１日以後開始する事業年度から適用］

特定法人（注２）との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は、100%グループ内の複数の特定法人に株式の全部を保有されている法人のうち、資本金の額又は出資金の額が１億円以下で、払込資本の額（注３）が２億円を超えるものは外形標準課税の対象となります。

（注２）　特定法人とは、払込資本の額が 50 億円を超える法人（外形標準課税の対象外で

あるものを除きます。）及び保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含みます。）をいいます。

（注３）　公布日（令和６年３月 30 日）以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額。

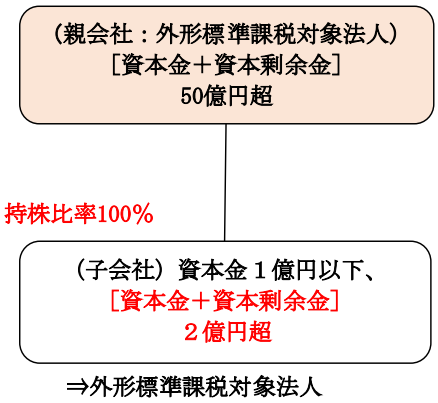

※負担変動軽減措置

上記の 100％子法人等への対応より外形標準課税の対象となった法人に対して次のとおり負担軽減措置が講じられます。

事業年度	要件	控除額
令和８年４月１日から 令和９年３月 31 日までに 開始する各事業年度	令和８年度分基準法人事業税額（注４）が比較法人事業税額（注５）を超える場合	当該超える金額の３分の２に相当する金額
令和９年４月１日から 令和 10 年３月 31 日までに 開始する各事業年度	令和９年度分基準法人事業税額（注６）が比較法人事業税額を超える場合	当該超える金額の３分の１に相当する金額

（注４）　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までに開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額

（注５）　当該法人の事業税について、当該法人を外形標準課税の対象外の法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額

（注６）　令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までに開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額

※特例措置

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 45 号）の施行の日（令和６年９月２日）から令和９年３月 31 日までの間に特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより 100％子会社となった法人等については、上記にかかわらず、５年間（認定特別事業再編事業者が株式又は出資の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後５年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度）に限り、外形標準課税の対象外となります。